

# 関 係 法 令

## 目次

### ○運輸安全委員会（現組織）

#### ◇運輸安全委員会設置法

（昭和48年法律第113号） . . . . . 1

#### ◇運輸安全委員会設置法施行令

（昭和48年政令第377号） . . . . . 10

#### ◇運輸安全委員会運営規則

（平成20年運輸安全委員会規則第1号） . . . . . 11

### ○航空・鉄道事故調査委員会（旧組織）

#### ◇航空・鉄道事故調査委員会設置法

（昭和48年法律第113号） . . . . . 17

#### ◇航空・鉄道事故調査委員会設置法施行令

（昭和48年政令第377号） . . . . . 24

#### ◇航空・鉄道事故調査委員会運営規則

（平成13年航空・鉄道事故調査委員会公示第1号） . . . . . 25

# 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
  - 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等（第三条―第十七条）
  - 第三章 事故等調査（第十八条―第二十五条）
  - 第四章 勧告及び意見の陳述（第二十六条―第二十八条）
  - 第五章 雑則（第二十八条の二―第三十三条）
- 附則
- 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この法律は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求める運輸安全委員会を設置し、もつて航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この法律において「航空事故」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に掲げる事故をいう。

2 この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。

### 一 航空事故

二 航空事故の兆候（機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。）

3 この法律において「鉄道事故」とは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十九条の列車又は車両の運転中における事故及び専用鉄道において発生した列車の衝突又は火災その他の列車又は車両の運転中における事故並びに軌道において発生した車両の衝突又は火災その他の車両の運転中における事故であつて、国土交通省令で定める重大な事故をいう。

4 この法律において「鉄道事故等」とは、次に掲げるものをいう。

### 一 鉄道事故

二 鉄道事故の兆候（鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）

5 この法律において「船舶事故」とは、次に掲げるものをいう。

一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷

二 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷

6 この法律において「船舶事故等」とは、次に掲げるものをいう。

### 一 船舶事故

二 船舶事故の兆候（船舶事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）

7 この法律において「原因関係者」とは、航空事故等、鉄道

事故等若しくは船舶事故等の原因又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故に伴い発生した被害の原因に関係があると認められる者をいう。

## 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

(設置)

**第三条** 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、国土交通省の外局として、運輸安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

**第四条** 委員会は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求めることを任務とする。

(所掌事務)

**第五条** 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空事故等の原因を究明するための調査を行うこと。
- 二 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。
- 三 鉄道事故等の原因を究明するための調査を行うこと。
- 四 鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。
- 五 船舶事故等の原因を究明するための調査を行うこと。
- 六 船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

査を行うこと。

七 前各号の調査の結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について国土交通大臣又は原因関係者に対し勧告すること。

八 航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

九 前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

**第六条** 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

**第七条** 委員会は、委員長及び委員十二人をもつて組織する。

2 委員のうち五人は、非常勤とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

**第八条** 委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができるものと認められる者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

2 委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、国土交通大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 航空運送事業者若しくは航空機若しくは航空機の装備品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

四 鉄道事業者若しくは軌道経営者若しくは鉄道若しくは軌道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

五 海上運送事業者若しくは港湾運送事業者若しくは船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは

販売の事業を営む者若しくはこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者又は水先人

六 前三号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者

（任期）

**第九条** 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（罷免）

**第十条** 国土交通大臣は、委員長又は委員が第八条第四項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらを罷免しなければならない。

2 国土交通大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない行為があると認めるときは、あらかじめ委員会の意見を聴いた上、両議院の同意を得て、これらを罷免することができる。

（会議）

**第十一条** 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第七条第四項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委員は、委員長とみなす。

(職務)

**第十二条** 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

- 2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 委員長及び常勤の委員は、在任中、国土交通大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(給与)

**第十三条** 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(専門委員)

**第十四条** 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、委員会の意見を聴いて、国土交通大臣が任命する。
- 3 専門委員は、非常勤とする。

(職務従事の制限)

**第十五条** 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故等、

鉄道事故等又は船舶事故等（以下「事故等」という。）の原因（航空事故、鉄道事故又は船舶事故については、これらの事故に伴い発生した被害の原因を含む。第二十五条第一項第四号において同じ。）に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員又は専門委員を当該事故等に関する調査（以下「事故等調査」という。）に従事させてはならない。

- 2 前項の委員長又は委員は、当該事故等調査に関する委員会の会議に出席することができない。

(規則の制定)

**第十六条** 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、運輸安全委員会規則を制定することができる。

(事務局)

**第十七条** 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、事故調査官その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
- 4 事務局の内部組織は、政令で定める。

**第三章** 事故等調査

(事故等調査)

**第十八条** 委員会は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、第五条第一号及び第二号に規定する調査を行うものとする。

2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 航空機の使用者、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たった者その他の航空事故等の関係者（以下「航空事故等関係者」という。）から報告を徴すること。
- 二 鉄道事業者、軌道経営者、列車又は車両に乗務していた者、鉄道事故に際し人命の救助に当たった者その他の鉄道事故等の関係者（以下「鉄道事故等関係者」という。）から報告を徴すること。
- 三 船舶の使用者、船舶に乗り組んでいた者、船舶事故に際し人命又は船舶の救助に当たった者その他の船舶事故等の関係者（以下「船舶事故等関係者」という。）から報告を徴すること。
- 四 事故等の現場、航空機の使用者、鉄道事業者、軌道経営者又は船舶の使用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者、鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。
- 五 関係者に出頭を求めて質問すること。
- 六 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。
- 七 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。
- 八 事故等の現場に、公務により立ち入る者及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止するこ

と。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は事務局の職員に前項各号に掲げる処分を、専門委員に同項第四号に掲げる処分をさせることができる。

4 前項の規定により第二項第四号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第二項又は第三項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（調査等の委託）

**第十九条** 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十八条の三において同じ。）、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。

2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事故等の発生の通報）

**第二十条** 国土交通大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは

第二項若しくは第七十六條の二若しくは鉄道事業法第十九條若しくは第十九條の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

**第二十一條** 国土交通大臣（船員法（昭和二十二年法律第百号）第百三條第一項の規定により国土交通大臣の行うべき事務を日本の領事官が行う場合にあつては、当該領事官）は、同法第十九條の規定により船舶事故等について報告があつたとき、又は船舶事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

2 海上保安官、警察官及び市町村長は、船舶事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

（国土交通大臣の援助）

**第二十二條** 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により事故等についての事実の調査の援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第十八條第二項第四号に掲げる処分をさせることができる。

3 国土交通大臣は、事故等が発生したことを知つたときは、直ちに当該事故等について事実の調査、物件の収集その他の適委員会が事故等調査を円滑に開始することができるための適

切な措置をとらなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第十八條第二項各号に掲げる処分をさせることができる。

5 第十八條第四項及び第五項の規定は、第二項又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

**第二十三條** 削除

（原因関係者等の意見の聴取）

**第二十四條** 委員会は、事故等調査を終える前に、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、事故等調査を終える前に、意見聴取会を開き、関係者又は学識経験のある者から、当該事故等に関して意見を聴くことができる。

3 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機について発生した航空事故等、旅客を運送する鉄道事業若しくは軌道事業の用に供する鉄道若しくは軌道において発生した鉄道事故等又は旅客を運送する海上運送事業の用に供する船舶について発生した船舶事故等であつて一般的関心を有するものについては、前項の意見聴取会を開かなければならない。

（報告書等）

**第二十五條** 委員会は、事故等調査を終えたときは、当該事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 一 事故等調査の経過
- 二 認定した事実
- 三 事実を認定した理由



#### 四 原因

- 2 前項の報告書には、少数意見を付記するものとする。
- 3 委員会は、事故等調査を終える前においても、事故等が発生した日から一年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる等の事由により必要があると認めるときは、事故等調査の経過について、国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

#### 第四章 勧告及び意見の陳述

(国土交通大臣への勧告)

- 2 **第二十六条** 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に通報しなければならない。

(原因関係者への勧告)

- 2 **第二十七条** 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者に勧告することができる。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた原因関係者に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

- 3 委員会は、第一項の規定による勧告を受けた原因関係者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつたときは、その旨を公表することができる。

(意見の陳述)

- 2 **第二十八条** 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

#### 第五章 雑則

(情報の提供)

- 2 **第二十八条の二** 委員会は、事故等調査の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等調査に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

(関係行政機関等の協力)

- 2 **第二十八条の三** 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人の長又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

- 2 **第二十九条** この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(不利益取扱いの禁止)

**第三十条** 何人も、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十二條第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

(罰則)

**第三十一条** 第十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第三十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第二項第一号、第二号若しくは第三号、同条第三項又は第二十二條第四項の規定による報告の徴取に対し虚偽の報告をした者

二 第十八条第二項第四号、同条第三項若しくは第二十二條第二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

三 第十八条第二項第五号、同条第三項又は第二十二條第四項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

四 第十八条第二項第六号、同条第三項又は第二十二條第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

五 第十八条第二項第七号、同条第三項又は第二十二條第四項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

**第三十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

**附則** (平成二〇年五月二日法律第二六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、附則第三条第二項並びに第五条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

**第二条** この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
(略)	(略)	(略)

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

す。

3 (略)

(航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条**

この法律の施行の際現に従前の航空・鉄道事故調査委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二条の規定による改正後の運輸安全委員会設置法(以下単に「運輸安全委員会設置法」という。)第八条第一項の規定により、運輸安全委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、運輸安全委員会設置法第九条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の航空・鉄道事故調査委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる運輸安全委員会の委員については、運輸安全委員会設置法第八条第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

3 航空・鉄道事故調査委員会の委員長又は委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第二条の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の施行の日前に発生した航空事故等又は鉄道事故等で同日においてまだ当該航空事故等又は鉄道事故等に関する報告書が国土交通大臣に提出されていないものについても適用する。

5 運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の施行の日前に発生した海難で同日においてまだ当該海難に関する審判開始の申立てがされていないものについても適用する。

(海難審判法の一部改正に伴う経過措置)

**第六条**

この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第九条**

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 運輸安全委員会設置法施行令（昭和四十八年政令第三

百七十七号）

（専門委員の任命及び任期）

**第一条** 国土交通大臣は、専門委員を任命するときは、その者が調査に従事する事故等及び調査すべき分野を指定するものとする。

2 専門委員の任期は、その従事する事故等調査について運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二十五条第一項の規定により報告書が国土交通大臣に提出される時までの期間とする。

（部会）

**第二条** 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員（当該部会に委員長が属する場合には、委員長を含む。以下同じ。）の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

（運輸安全委員会規則への委任）

**第三条** 事故等調査の実施要領、原因関係者等の意見の聴取の手続その他の委員会の事務の処理に関し必要な事項は、運輸

安全委員会規則で定める。

# 運輸安全委員会運営規則（平成二十年運輸安全委員会規則第一号）

## 目次

- 第一章 部会等（第一条―第三条）
  - 第二章 事故等調査の再開（第四条）
  - 第三章 原因関係者の意見の聴取（第五条―第九条）
  - 第四章 意見聴取会
    - 第一節 開催手続（第十条―第十六条）
    - 第二節 運営（第十七条―第二十七条）
  - 第五章 被害者等への情報提供（第二十八条―第三十一条）
  - 第六章 雑則（第三十二条・第三十三条）
- 附則

## 第一章 部会等

### （部会の設置）

#### 第一条 運輸安全委員会設置法施行令（以下「令」という。）

第二条第一項の規定に基づき、運輸安全委員会（以下「委員会」という。）に、次の部会を置く。

- 総合部会
- 航空部会
- 鉄道部会
- 海事部会
- 海事専門部会

2 総合部会は、委員会の所掌事務のうち、次に掲げる特に重大な事故（航空事故、鉄道事故及び船舶事故をいう。次条第四項を除き、以下同じ。）に関する事項その他委員会が必要

と認める事項を処理する。

一 十人以上の死亡者又は行方不明者が発生したもの（航空事故及び船舶事故にあつては、旅客を運送する事業の用に供する航空機又は船舶について発生したものに限る。次号において同じ。）

二 二十人以上の死亡者、行方不明者又は重傷者が発生したものの

3 航空部会は、委員会の所掌事務のうち、航空事故及び航空事故の兆候に関する事項（総合部会が処理するものを除く。）を処理する。

4 鉄道部会は、委員会の所掌事務のうち、鉄道事故及び鉄道事故の兆候に関する事項（総合部会が処理するものを除く。）を処理する。

5 海事部会は、委員会の所掌事務のうち、首席船舶事故調査官の所掌に係る船舶事故及び船舶事故の兆候（以下「船舶事故等」という。）であつて、委員会が重大と認めるものに関する事項（総合部会が処理するものを除く。）を処理する。

6 海事専門部会は、委員会の所掌事務のうち、船舶事故等に関する事項（総合部会及び海事部会が処理するものを除く。）を処理する。

（部会の開催及び議決）

#### 第二条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、部会長が出席し、かつ、当該部会に属する委員（当該部会に委員長が属する場合には委員長を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 部会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、令第二条第五項の規定により部会長の職務を代理する委員を、部会長とみなす。

5 部会は、それぞれ所掌する事項について議決をした場合において、委員会の議決とすることができる。ただし、被害の発生状況、社会的影響その他の事情を考慮し非常に重大な事故と委員会が認める事故に関する事項その他委員会が必要と認める事項に関する議決は、委員会で行わなければならない。

#### (専門調査部会)

**第三条** 委員会は、委員会又は部会の下に、必要に応じ、事故及びその兆候（以下「事故等」という。）についての専門の事項を調査させるため、専門調査部会を置くことができる。

2 専門調査部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 第二章 事故等調査の再開

**第四条** 委員会は、事故等調査（運輸安全委員会設置法（以下「法」という。）第十五条第一項に規定する事故等調査をいう。以下同じ。）を終えた後に、推定した事故等の原因（事故については、事故に伴い発生した被害の原因を含む。以下同じ。）に変更を生じる可能性のある新しくかつ重大な証拠を得たと認める場合においては、事故等調査を再開するものとする。

#### 第三章 原因関係者の意見の聴取

(意見の聴取前の手続)

**第五条** 委員会は、事故等調査に関する報告書の案（原因関係者に関係のある部分に限る。以下この条において同じ。）を作成し、原因関係者に送付しなければならない。ただし、次に規定する軽微な船舶事故等については、事案の件名及び発生日、原因関係者に関する事項、次項の規定による報告書の案の閲覧場所並びに意見の有無に係る申出の期限を公示することをもつて足りる。

一 首席地方事故調査官の所掌に係る船舶事故等のうち、次に掲げるもの

イ 死亡者、行方不明者及び重傷者が発生しなかったもの

ロ 船舶又は船舶以外の施設の損傷が航行に影響しないもの

二 前号に掲げるもののほか、軽微なものとして委員会が認めたもの

2 前項ただし書に規定する場合にあつては、原因関係者は、事故等調査に関する報告書の案を、同項ただし書の委員会が公示する場所において閲覧することができ、当該報告書の案について意見がある場合においては、同項ただし書の委員会が公示する期限までに、委員会にその旨を申し出ることができる。

(意見の聴取)

**第六条** 法第二十四条第一項の規定により、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与える場合には、期日を定め、出頭を求めて行うものとする。

2 原因関係者が指定した期日に出頭できない場合には、その

期日までに文書又は口頭により意見を述べることができる。

3 原因関係者が正当な理由がないのに指定した期日に出頭しなかったときは、意見を述べる機会を与えたものとみなす。

4 原因関係者が病気その他やむを得ない事由により出頭することができない場合には、委員会の許可を受けて代理人を出頭させることができる。

(補佐する者の出頭)

**第七条** 船舶事故等に関する調査に係る意見の聴取の場合にあつては、原因関係者は、委員会の許可を得て、自らの意見の陳述を補佐する者と共に出頭することができる。

(意見の聴取の公開等)

**第八条** 意見の聴取は、非公開で行う。

2 船舶事故等に関する調査に係る意見の聴取の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、原因関係者の求めに応じ、公開で行うことができる。

(主宰者)

**第九条** 意見の聴取は、委員会が指名するところにより、委員長、委員又は事務局の職員が主宰する。

#### 第四章 意見聴取会

##### 第一節 開催手続

(意見聴取会開催の公示及び告知)

**第十条** 委員会は、法第二十四条第二項に規定する意見聴取会(以下「意見聴取会」という。)を開こうとするときは、少なくとも意見聴取会開催の十四日前に、事案の件名及び発生日、意見聴取会の日時及び場所、次条第二項の規定による報告書の案の閲覧場所並びに公述申込書を提出すべき場所及び

期限を公示しなければならない。

2 意見聴取会において、意見の聴取が前項の日時内に終らず、意見の聴取を継続する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、次回の開催の日時及び場所を意見聴取会において口頭で告知することをもって足りる。

(事故等調査に関する報告書案の作成及び閲覧)

**第十一条** 意見聴取会を開催する場合には、委員会は、事故等調査に関する報告書の案(法第二十五条第一項第二号に掲げる事項に限る。次項において同じ。)を作成するものとする。

2 意見聴取会において公述しようとする者は、意見聴取会開催前に、前項に規定する事故等調査に関する報告書の案を、前条第一項の委員会が公示する場所において閲覧することができる。

(公述の申出)

**第十二条** 意見聴取会において公述しようとする者は、第十条第一項の委員会が公示する期限までに、公述書を添付して公述申込書を委員会に提出しなければならない。

(公述申込書等)

**第十三条** 公述申込書には、公述しようとする者の氏名、住所、職業及び年令を記載しなければならない。

2 公述書には、公述しようとする者の氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載しなければならない。

3 前項の公述書には、当該事案に関する証拠資料を添付することができる。

(公述人の選定等)

**第十四条** 委員会は、前二条の規定により提出された文書等を

審査して、当該事故等の原因の究明に役立つと認めるときは、公述申込書を提出した者のうちから公述人を選定するものとする。

2 前項の規定により選定されなかった者の公述書は、原因の究明のための参考とするものとする。

(公述の要請)

**第十五条** 委員会は、前条の規定により選定した公述人のほか、事案の性質上関係者又は学識経験のある者の意見を聴く必要があると認めるときは、これらの者に対し、意見聴取会に出頭を求めて、意見を述べさせることができる。

2 第十一条第二項並びに第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(意見聴取会開催日時の変更等)

**第十六条** 委員会は、緊急やむを得ない事由により、第十条の規定による公示又は告知の日時に意見聴取会を開くことができなると認められた場合には、速やかにその旨を公示するとともに、適当な方法で前二条に規定する者に通知することにより、意見聴取会の開催日時を変更することができる。

**第二節** 運営

(公開の原則)

**第十七条** 意見聴取会は、公開で行うものとする。ただし、公述人が非公開を希望する旨を申し出た場合又は委員会が必要と認める場合には、当該事案に係る全部又は一部を非公開とすることができる。

(主宰者)

**第十八条** 意見聴取会は、委員会が指名するところにより委員

長、委員又は事務局の職員が主宰する。

(公述時間の制限)

**第十九条** 主宰者は、議事の整理上必要があると認めるときは、あらかじめ公述人の公述の時間を制限することができる。

(公述)

**第二十条** 公述人の公述は、公述書に記載されたところに従って行わなければならない。ただし、次条の質問に答える場合又は主宰者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(質問)

**第二十一条** 委員長、委員、専門委員又は事務局の職員は、意見聴取会において、公述人に対し公述書の内容について質問することができる。

(公述の中止等)

**第二十二条** 主宰者は、公述人の公述が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その公述を中止させることができる。

一 第十九条の規定により主宰者が指示した時間を超えたとき

二 第二十条の規定に著しく反するとき

三 事案の範囲外にあるとき

2 主宰者は、公述人が前項の規定による中止の指示に従わないときは、その公述人を退場させることができる。

(公述書の代読)

**第二十三条** 公述人が、病気その他やむを得ない事由により意見聴取会に出頭できなかったときは、主宰者の指名した者による公述書の朗読をもって公述に代えることができる。



(証拠書類等)

**第二十四条** 主宰者は、必要があると認めるときは、公述人に対し提出すべき期日を指定して、公述した事項に関する証拠資料を提出すべきことを要求することができる。

(記録)

**第二十五条** 公述された事項は、速記その他の方法で記録しなければならぬ。

2 前項の記録は、一般からの申出があつたときは、閲覧に供しななければならない。ただし、意見聴取会が非公開で行われた場合は、この限りでない。

(傍聴券の発行)

**第二十六条** 委員会は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行し、その所持者に限り意見聴取会を傍聴させることができる。

(遵守事項)

**第二十七条** 傍聴人は、意見聴取会の会場への入場若しくは退場の際し、又は意見聴取会の会場において、主宰者又はその命を受けた関係職員の指示に従わなければならない。

2 主宰者は、前項の規定による指示に従わない傍聴人を退場させることができる。

3 前二項の規定は、公述中でない公述人について準用する。

**第五章** 被害者等への情報提供

(被害の発生状況に関する情報の提供)

**第二十八条** 委員会は、旅客の死亡を伴う事故その他重大な被害が生じたとき委員会が認める事故が発生した場合、報告書の公表前においても、当該事故に伴う被害の発生状況に関し

明らかになった情報については、可能な限り、速やかにインターネットを利用して被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に提供するものとする。

(意見聴取会の傍聴)

**第二十九条** 委員会は、意見聴取会を開く場合にあつては、被害者等の求めに応じ、可能な限り、当該被害者等に意見聴取会を傍聴させるものとする。

(報告書の作成)

**第三十条** 委員会は、法第二十五条第一項の規定による報告書の作成に当たっては、被害者等が当該報告書を閲覧することにも配慮し、その記述はできる限り平易な表現で具体的に行うものとする。

(説明会の開催)

**第三十一条** 委員会は、多数の旅客の死亡を伴う事故その他特に重大な被害が生じたとき委員会が認める事故に関する調査に係る経過及び報告書の公表に際しては、被害者等の求めに応じ説明会を開き、当該被害者等に対しその内容について説明を行うものとする。

2 前項の説明会を開く場合にあつては、委員会は、可能な限り、その内容を被害者等が容易に理解することができるよう努めるものとする。

**第六章** 雑則

(公示の方法)

**第三十二条** この規則の規定による公示は、当該公示の日付及び内容を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、第五条第一項ただし書の

規定による公示は、当該事案の発生した地点を考慮して委員会  
会が定める場所に掲示する方法により行うことができる。

(細則)

**第三十三条** 委員会は、この規則に定めるもののほか、委員会の事務の処理に関し必要な事項について細則を定めることができる。

# 航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律 第百十三号）

## （目的）

**第一条** この法律は、航空事故及び鉄道事故の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行わせるとともに、これらの事故の兆候について必要な調査を行わせるため航空・鉄道事故調査委員会を設置し、もつて航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減に寄与することを目的とする。

## （設置）

**第二条** 国土交通省に、航空・鉄道事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （定義）

**第二条の二** この法律において「航空事故」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に掲げる事故をいう。

2 この法律において「航空事故の兆候」とは、機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。

3 この法律において「航空事故等」とは、航空事故及び航空事故の兆候をいう。

4 この法律において「鉄道事故」とは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十九条の列車又は車両の運転中に

おける事故及び専用鉄道において発生した列車の衝突又は火災その他の列車又は車両の運転中における事故並びに軌道において発生した車両の衝突又は火災その他の車両の運転中における事故であつて、国土交通省令で定める重大な事故をいう。

5 この法律において「鉄道事故の兆候」とは、鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。

6 この法律において「鉄道事故等」とは、鉄道事故及び鉄道事故の兆候をいう。

## （所掌事務）

**第三条** 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 航空事故の原因を究明するための調査を行うこと。

二 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

三 航空事故の兆候について航空事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。

四 鉄道事故の原因を究明するための調査を行うこと。

五 鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

六 鉄道事故の兆候について鉄道事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。

七 前各号の調査の結果に基づき、航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について勧告すること。

八 航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生

した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について建議すること。

九 前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

(職権の行使)

**第四条** 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。

(組織)

**第五条** 委員会は、委員長及び委員九人をもつて組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

**第六条** 委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができるものと認められる者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

2 委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、国土交通大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 航空運送事業者若しくは航空機若しくは航空機の整備品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

四 鉄道事業者若しくは軌道経営者若しくは鉄道若しくは軌道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

五 前二号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者

(任期)

**第七条** 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(罷免)

**第八条** 国土交通大臣は、委員長又は委員が第六条第四項各号の一に該当するに至つたときは、これらを罷免しなければならない。

2 国土交通大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適用しない行為があると認めるときは、あらかじめ委員会の意見を聴いた上、両議院の同意を得て、これらを罷免することができる。

(会議)

**第九条** 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第五条第四項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委員は、委員長とみなす。

(服務)

**第十条** 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、国土交通大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(給与)

**第十一条** 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(専門委員)

**第十二条** 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、委員会の意見を聴いて、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

(職務従事の制限)

**第十三条** 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故等又は鉄道事故等（以下「事故等」という。）の原因（航空事故又は鉄道事故については、これらの事故に伴い発生した被害の原因を含む。以下同じ。）に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員又は専門委員を当該事故等に関する調査（以下「事故等調査」という。）に従事させてはならない。

2 前項の委員長又は委員は、当該事故等調査に関する委員会の会議に出席することができない。

(事務局)

**第十四条** 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事故調査官その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、国土交通省令で定める。

(事故等調査)

**第十五条** 委員会は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、第3条第一号から第三号までに規定する調査を行うものとする。

る。

2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 航空機の使用者、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たつた者その他の航空事故等の関係者（以下「航空事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

二 鉄道事業者、軌道経営者、列車又は車両に乗務していた者、鉄道事故に際し人命の救助に当たつた者その他の鉄道事故等の関係者（以下「鉄道事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

三 事故等の現場、航空機の使用者、鉄道事業者又は軌道経営者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、帳簿、書類その他の事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者若しくは鉄道事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

四 関係者に出頭を求めて質問すること。

五 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

六 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

七 事故等の現場に、公務により立ち入る者及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は

事務局の職員に前項各号に掲げる処分を、専門委員に同項第三号に掲げる処分をさせることができる。

4 前項の規定により第二項第三号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

5 第二項又は第三項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（調査等の委託）

**第十五条の二** 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十八条において同じ。）、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。

2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事故等の発生の通報）

**第十六条** 国土交通大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により事故等について報告があ

つたとき、又は事故等が発生したことを知ったときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

(国土交通大臣の援助)

**第十七条** 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により事故等についての事実の調査の援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第十五条第二項第三号に掲げる処分をさせることができる。

3 国土交通大臣は、事故等が発生したことを知ったときは、直ちに当該事故等について事実の調査、物件の収集その他の委員会が事故等調査を円滑に開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第十五条第二項各号に掲げる処分をさせることができる。

5 第十五条第四項及び第五項の規定は、第二項又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

(関係行政機関等の協力)

**第十八条** 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人の長又は関係する地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の理事長に対し、資

料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(原因関係者等の意見の聴取)

**第十九条** 委員会は、事故等調査を終える前に、当該事故等の原因に関係があると認められる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、事故等調査を終える前に、意見聴取会を開き、関係者又は学識経験のある者から当該事故等に関して意見を聴くことができる。

3 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機について発生した航空事故等又は旅客を運送する鉄道事業若しくは軌道事業の用に供する鉄道若しくは軌道において発生した鉄道事故等であつて一般的関心を有するものについては、前項の意見聴取会を開かなければならない。

(報告書等)

**第二十条** 委員会は、事故等調査を終えたときは、当該事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

一 事故等調査の経過

二 認定した事実

三 事実を認定した理由

四 原因

2 前項の報告書には、少数意見を附記するものとする。

3 委員会は、事故等調査を終える前においても、事故等が発生した日から一年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる等の事由により必要があると認めるときは、

事故等調査の経過について、国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(勧告)

**第二十一条** 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故若しくは鉄道事故の防止又はこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に通報しなければならない。

(建議)

**第二十二条** 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故若しくは鉄道事故の防止又はこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関係行政機関の長に建議することができる。

(政令への委任)

**第二十三条** この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(不利益取扱いの禁止)

**第二十四条** 何人も、第一五条第二項若しくは第三項又は第十七条第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

(罰則)

**第二十五条** 第十五条の二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第二項第一号若しくは第二号、同条第三項又は第十七条第四項の規定による報告の徴取に対し虚偽の報告をした者

二 第十五条第二項第三号、同条第三項若しくは第十七条第二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

三 第十五条第二項第四号、同条第三項又は第十七条第四項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

四 第十五条第二項第五号、同条第三項又は第十七条第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

五 第十五条第二項第六号、同条第三項又は第十七条第四項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

**第二十七条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

**附 則** (平成一八年三月三十一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、第十条(国土交通省設置法第十五条の改正規定



を除く。) 第十一条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

(航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正に伴う経過措置)

**第五条** 第十二条の規定による改正後の航空・鉄道事故調査委員会設置法の規定は、同条の規定の施行の日前に発生した事故等で同日においてまだ当該事故等に関する報告書が国土交通大臣に提出されていないものについても適用する。

(罰則に関する経過措置)

**第六条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第八条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 航空・鉄道事故調査委員会設置法施行令（昭和四十

八年政令第三百七十七号）

（専門委員の任命及び任期）

**第一条** 国土交通大臣は、専門委員を任命するときは、その者が調査に従事する事故等及び調査すべき分野を指定するものとする。

2 専門委員の任期は、その従事する事故等調査について航空・鉄道事故調査委員会設置法第二十条第一項の規定により報告書が国土交通大臣に提出される時までの期間とする。

（部会）

**第二条** 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員（当該部会に委員長が属する場合には、委員長を含む。以下同じ。）の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

（事故等調査の実施要領等）

**第三条** 事故等調査の実施要領、原因関係者等の意見の聴取の手続その他の委員会の事務の処理に關し必要な事項は、委員

会が定める。

## 航空・鉄道事故調査委員会設置法施行令（昭和四十

八年政令第三百七十七号）

（専門委員の任命及び任期）

**第一条** 国土交通大臣は、専門委員を任命するときは、その者が調査に従事する事故等及び調査すべき分野を指定するものとする。

2 専門委員の任期は、その従事する事故等調査について航空・鉄道事故調査委員会設置法第二十条第一項の規定により報告書が国土交通大臣に提出される時までの期間とする。

（部会）

**第二条** 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員（当該部会に委員長が属する場合には、委員長を含む。以下同じ。）の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

（事故等調査の実施要領等）

**第三条** 事故等調査の実施要領、原因関係者等の意見の聴取の手続その他の委員会の事務の処理に關し必要な事項は、委員

会が定める。

# 航空・鉄道事故調査委員会運営規則（平成十三年航空・鉄道事故調査委員会公示第一号）

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
  - 第二章 会議（第三条―第七条）
  - 第三章 事故等調査
    - 第一節 通則（第八条―第十七条）
    - 第二節 事実調査（第十八条―第二十三条）
  - 第四章 原因関係者の意見の聴取（第二十四条―第二十六条）
  - 第五章 意見聴取会
    - 第一節 意見聴取会開催手続（第二十七条―第三十三条）
    - 第二節 意見聴取会の運営（第三十四条―第四十四条）
  - 第六章 報告書の作成（第四十五条・第四十六条）
  - 第七章 雑則（第四十七条）
- 附則

## 第一章 総則

### （定義）

- 第一条** この規則において「航空事故」とは、航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号。以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する航空事故をいう。
- 2 この規則において「航空事故等」とは、航空事故及び法第二条の二第二項に規定する航空事故の兆候をいう。
- 3 この規則において「鉄道事故」とは、法第二条の二第四項に規定する鉄道事故をいう。
- 4 この規則において「鉄道事故等」とは、鉄道事故及び法第

二条の二第五項に規定する鉄道事故の兆候をいう。

- 5 この規則において「事故等」とは、航空事故等又は鉄道事故等をいう。

- 6 この規則において「死亡者」とは、航空事故にあつては航空事故による死亡者であつて、当該航空事故の発生後七日以内に死亡したものをいい、鉄道事故にあつては鉄道運輸事故等報告書等の様式を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千三百八十七号）及び軌道事故等報告規則（昭和六十二年運輸省・建設省告示第一号）の定めるところによる。

- 7 この規則において「重傷者」とは、航空事故にあつては国際民間航空条約第十三附属書の定めるところにより、鉄道事故にあつては鉄道運輸事故等報告書等の様式を定める告示及び軌道事故等報告規則の定めるところによる。

- 8 この規則において「重大事故」とは、航空事故（旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機について発生したものに限る。）又は鉄道事故のうち、死亡者若しくは行方不明者が十人以上又は死亡者、行方不明者若しくは重傷者が二十人以上のものをいう。

- 9 この規則において「大事故」とは、航空事故又は鉄道事故のうち、死亡者若しくは行方不明者が三人以上又は死亡者、行方不明者若しくは重傷者が六人以上のものであつて、重大事故以外のものをいう。

### （公示の方法）

- 第二条** 航空・鉄道事故調査委員会（以下「委員会」という。）が公示する事項は、第二十七条の規定によるほか、委員会の掲示板に掲示するとともに、委員会事務局において関

覧に供するものとする。

## 第二章 会議

(司会者)

**第三条** 委員長は、委員会の会議（以下第五条までにおいて「会議」という。）を司会する。

(会議への出席)

**第四条** 委員長は、専門委員又は事務局の職員を会議に出席させて、事案につき説明させ、又は意見を述べさせることができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又は学識経験のある者を会議に出席させて、意見を述べさせることができる。

(議事録)

**第五条** 会議の議事の概要は、議事録に記録しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議の概要
- 五 議決事項
- 六 その他の事項

(部会)

**第六条** 委員会に、次の部会を置く。

- 一 航空部会
- 二 鉄道部会

2 航空部会は、委員会の所掌事務のうち、法第三条第一号から第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項（鉄道事故等に関するものを除く。）を処理することをつかさどる。

3 鉄道部会は、委員会の所掌事務のうち、法第三条第四号から第九号までに掲げる事項（航空事故等に関するものを除く。）を処理することをつかさどる。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会は、部会長が出席し、かつ、当該部会に属する委員（当該部会に委員長が属する場合には委員長を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 部会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

7 部会長に事故がある場合の第5項の規定の適用については、航空・鉄道事故調査委員会設置法施行令（昭和四十八年政令第三百七十七号）第二条第五項の規定により部会長の職務を代理する委員は、部会長とみなす。

8 前三条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、委員長とあるのは部会長と読み替えるものとする。

9 航空部会又は鉄道部会は、それぞれの所掌する事項について議決をした場合においては、委員会の議決とすることができる。ただし、重大事故の報告書、勧告及び建議に関する議決並びに委員会が必要と認める事項に関する議決は、委員会で行わなければならない。

(専門調査部会)

**第七条** 委員会は、委員会又は部会の下に、必要に応じ、事故等についての専門の事項を調査させるため、専門調査部会を置くことができる。

2 専門調査部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### 第三章 事故等調査

#### 第一節 通則

(事故等調査)

**第八条** 事故等調査は、事故等に関する事実調査を実施することにより事実を認定し、これについて必要な解析を行い、これらに基づいて事故等の原因(事故については、事故に伴い発生した被害の原因を含む。以下同じ。)の究明を行い、もつて事故等を生ずるに至った要因及び事故に伴い被害を生ずるに至った要因の排除に資し、航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減を図るものとする。

(事故等調査の開始)

**第九条** 委員会は、法第十六条の規定による国土交通大臣からの事故等の発生の通報があったとき、その他事故等が発生したことを知ったときは、直ちに当該事故等の調査を開始しなければならない。

(主管調査官の指名)

**第十条** 委員会が当該事故等の調査を行う場合には、委員会又はあらかじめ委員会が指名する者は、当該事故等の調査を担当する事務局の職員(以下「調査官」という。)を指名するとともに、調査官のうちから事実調査を主管する者(以下

「主管調査官」という。)を指名するものとする。

(専門委員の指名等)

**第十一条** 委員会は、重大事故が発生した場合その他特に必要があるときと認める場合は、当該事故等について調査すべき分野を指定して、専門委員となるべき者を指名し、国土交通大臣に申し出るものとする。

(主管調査官の現場派遣)

**第十二条** 委員会は、事故等が発生した場合には、主管調査官及び調査官を現場に派遣するものとする。ただし、重大事故又は重大事故以外の事故等であつて、委員会が当該事故等の態様等にかんがみ必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(委員長等の現場派遣)

**第十三条** 委員会は、重大事故が発生した場合その他特に必要があるときと認める場合は、委員長又は委員を現場に派遣するものとする。

2 委員会は、法第十二条第二項の規定により国土交通大臣が専門委員を任命した場合であつて、必要があるときと認めるときは、専門委員を現場に派遣するものとする。

(航空事故等調査に参加する代表及び顧問の指名)

**第十四条** 委員会は、国際民間航空条約又は二国間航空協定の締約国である外国(以下「外国」という。)の領域内で発生した航空事故等であつて次に掲げるものについて、委員長、委員又は事務局の職員のうちから、当該航空事故等の調査に参加する代表を指名することができる。

一 日本国が登録国、運航国、設計国又は製造国である航空

機に係るもの

二 調査実施国の要求に応じて、日本国が情報、施設又は専門家を提供するもの

2 委員会又は前項の代表は、同項に規定する代表を補佐するため、顧問を指名又は委嘱することができる。

(航空機事故共同調査委員会の委員等の指名又は委嘱)

**第十五条** 委員会は、在日米軍に係る航空事故であつて、「航空交通管制に関する合意」(昭和二十七年六月二十五日、日米合同委員会承認)に基づき共同調査を行うべきものが発生した場合には、委員長、委員、専門委員、事務局の職員又は関係行政機関の職員のうちから、この合意に基づく航空機事故共同調査委員会の委員及び顧問となるべき者を指名又は委嘱するものとする。

(経過報告)

**第十六条** 委員会は、事故等調査を終える前においても、当該事故が重大事故であること、事故等が発生した日から一年以内の事故等調査を終えることが困難であると見込まれること等の事由により必要があると認めるときは、経過報告を行うものとする。

(再調査)

**第十七条** 委員会は、調査を終えた後に事故等の推定原因に変更を生じる可能性のある新しくかつ重大な証拠を得たと認める場合、調査を再開するものとする。

## 第二節 事実調査

(事実調査)

**第十八条** 第八条の事実調査については、当該事故等に係る情

報の入手、物件の収集及び損壊状況の調査を行うとともに、必要に応じ事実を認定するための試験研究を行うものとする。

(現場調査)

**第十九条** 委員会が事故等の現場において行う事実調査(以下「現場調査」という。)は、次に掲げる者が行う。

一 現場に派遣された委員長、委員、専門委員及び事務局の職員

二 法第十七条第一項の規定により援助を行う国土交通省の職員

三 関係行政機関の職員で委員会が委嘱するもの

四 事故等調査に関し学識経験を有する者で委員会が委嘱するもの

五 法第十五条の二第一項の規定により事務の委託を受けた独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人若しくは事業者その他の民間の団体の職員又は学識経験を有する者

2 現場に派遣された委員長、委員又は主管調査官は、現場調査を行う場合において必要があると認めるときは、前項及び第二十二条に規定する者のうちから現場調査団を編成することができる。

3 主管調査官は、委員長又は委員の指示に従い、当該現場調査団を統轄するものとする。

4 委員長、委員又は主管調査官は、現場調査が終了したとき

は、当該現場調査団の編成を解くものとする。

(現場調査の発表)

**第二十条** 現場調査により知り得た事実は、可能な限り発表するよう努めるものとする。

2 現場調査の経過の発表については適宜これを行うこととし、当該調査により知り得た事実についてはその終了後行うことを旨とする。

3 委員会が行う前二項に規定する発表は、委員長、委員又は主管調査官が行うものとする。

(事実調査の方法等)

**第二十一条** 事実調査の方法等については、この規則の規定によるほか、事故等の態様等に応じ委員会が別に定めるものとする。

(代表及び顧問の事実調査への参加)

**第二十二条** 日本国の領域内で発生した航空事故等であつて次に掲げるものについて、外国が調査に参加する代表及び顧問を任命したときは、これらの者は、主管調査官の管理のもとに事実調査に参加することができる。

一 当該外国が登録国、運航国、設計国又は製造国である航空機に係るもの

二 日本国の要求に応じて、当該外国が情報、施設又は専門家を提供するもの

(事実調査に参加した者の報告等)

**第二十三条** 事実調査に参加した者は、知り得た情報を速やかに委員長、委員又は主管調査官に報告しなければならない。

2 事実調査に参加した者は、委員長、委員又は主管調査官の

許可を受けなければ、その知り得た情報を漏らしてはならない。

#### 第四章 原因関係者の意見の聴取

(原因関係者)

**第二十四条** 法第十九条第一項に規定する当該事故等の原因に関係があると認められる者(以下「原因関係者」という。)は、航空事故等にあつては、次の各号のいずれかに該当する者であつて、当該航空事故等の原因に関係があると認められるものをいう。

一 当該航空機の乗組員

二 当該航空機の運航管理に関係がある者

三 出発前における当該航空機又はその装備品の整備に関係がある者

四 当該航空機又はその装備品の製造、改造又は整備(前号に掲げる整備を除く。)に関係がある者

五 航空交通に関する管制業務、航空機に対する情報提供業務及び航空保安施設、飛行場等の管理に関係がある者

六 その他の者

2 原因関係者は、鉄道事故等にあつては、次の各号のいずれかに該当する者であつて、当該鉄道事故等の原因に関係があると認められるものをいう。

一 当該列車又は車両の乗務員

二 当該列車又は車両の運行に関係がある者

三 当該鉄道事故等に係る車両又は鉄道施設の製造、建設、改造又は整備に関係がある者

四 その他の者



(意見の聴取)

**第二十五条** 法第十九条第一項の規定により、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与える場合には、期日を定め、出頭を求めて行うものとする。

- 2 原因関係者が指定した期日に出頭できない場合には、その期日までに文書又は口頭により意見を述べることができず。
- 3 原因関係者が正当な理由がないのに指定した期日に出頭しなかったときは、意見を述べる機会を与えたものとみなす。
- 4 原因関係者が病気その他やむを得ない事由により出頭することができない場合には、委員会の許可を受けて代理人を出頭させることができる。

**第二十六条** 前条に規定する意見の聴取は、委員会が指名するところにより、委員長、委員又は事務局の職員が主宰する。

- 2 意見の聴取は、原因関係者に、その者に関係がある事項を示して非公開で行う。

## 第五章 意見聴取会

### 第一節 意見聴取会開催手続

(意見聴取会開催の公示及び告知)

**第二十七条** 委員会は、法第十九条第二項に規定する意見聴取会(以下「意見聴取会」という。)を開こうとするときは、少くとも意見聴取会開催の十四日前に、事案の件名、日時、場所及び次条の規定による報告書の案の閲覧場所並びに公述申込書を提出すべき場所及び期限を、公示しなければならぬ。

- 2 意見聴取会において、意見聴取が前項の日時内に終らず、意見聴取を継続する必要があるときは、前項の規定にかかわ

らず、次の開催の日時及び場所を意見聴取会において口頭で告知することをもって足りる。

(事実調査に関する報告書案の作成及び閲覧)

**第二十八条** 意見聴取会が開催される場合には、主管調査官は、事故等の概要及び第四十五条第二項各号又は同条第三項各号に掲げる事項について、事実調査に関する報告書の案を作成するものとする。

- 2 意見聴取会において公述しようとする者は、意見聴取会開催前に、前項に規定する事実調査に関する報告書の案を、委員会が公示する場所において閲覧することができる。

(公述の申出)

**第二十九条** 意見聴取会において公述しようとする者は、第二十七条第一項の規定により公示した期限までに、公述書を添付して公述申込書を委員会に提出しなければならない。

(公述申込書等)

**第三十条** 公述申込書には、公述しようとする者の氏名、住所、職業及び年令を記載しなければならない。

- 2 公述書には、公述しようとする者の氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載しなければならない。

- 3 前項の公述書には、当該事案に関する証拠資料を添付することができる。

(公述人の選定等)

**第三十一条** 委員会は、前二条の規定により提出された文書等を審査して、当該事故等の原因の究明に役立つと認めるときは、公述申込書に記載された者のうちから公述人を選定するものとする。この場合において、選定されなかった者の公述

書は、原因の究明のための参考とする。

(公述の要請)

**第三十二条** 委員会は、前条の規定により選定した公述人のほか、事案の性質上関係者又は学識経験のある者の意見を聴く必要があると認めるときは、これらの者に対し、意見聴取会に出頭を求めて、意見を述べさせることができる。

2 第二十八条第二項並びに第三十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(意見聴取会開催日時の変更等)

**第三十三条** 委員会は、緊急やむを得ない事由により、第二十七条の規定による公示又は告知の日時に意見聴取会を開くことができないと認めた場合には、速やかにその旨を公示するとともに、適当な方法で前二条に規定する者に通知することにより、意見聴取会の開催日時を変更することができる。

**第二節** 意見聴取会の運営

(公開の原則)

**第三十四条** 意見聴取会は、公開で行うものとする。ただし、公述人が非公開を希望する旨を申し出た場合又は委員会が必要と認める場合には、当該事案に係る全部又は一部を非公開とすることができる。

(主宰者)

**第三十五条** 意見聴取会は、委員会が指名するところにより委員長、委員又は事務局の職員が主宰する。

(公述時間の制限)

**第三十六条** 主宰者は、議事の整理上必要があると認めるときは、あらかじめ公述人の公述の時間を制限することができる

る。

(公述)

**第三十七条** 公述人の公述は、公述書に記載されたところに従って行わなければならない。ただし、次条の質問に答える場合又は主宰者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(質問)

**第三十八条** 委員長、委員、専門委員又は事務局の職員は、意見聴取会において、公述人に対し公述書の内容について質問することができる。

(公述の中止等)

**第三十九条** 主宰者は、公述人の公述が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その公述を中止させることができる。

一 第三十六条の規定により主宰者が指示した時間を超えたとき

二 第三十七条の規定に著しく反するとき

三 事案の範囲外にあるとき

2 主宰者は、公述人が前項の規定による中止の指示に従わないときは、その公述人を退場させることができる。

(公述書の代読)

**第四十条** 公述人が、病気その他やむを得ない事由により意見聴取会に出頭できなかつたときは、主宰者の指名した者による公述書の朗読をもつて公述に代えるものとする。

(証拠書類等)

**第四十一条** 主宰者は、必要があると認めるときは、公述人に対し提出すべき期日を指定して、公述した事項に関する証拠

資料を提出すべきことを要求することができる。

(記録)

**第四十二条** 公述された事項は、速記その他の方法で記録しなければならぬ。

2 前項の記録は、一般からの申し出があったときは、閲覧に供しなければならぬ。ただし、意見聴取会が非公開で行われた場合は、この限りでない。

(傍聴券の発行)

**第四十三条** 委員会は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴させることができる。

(遵守事項)

**第四十四条** 傍聴人は、意見聴取会の会場への入場若しくは退場の際し、又は意見聴取会の会場において、主宰者又はその命を受けた関係職員の指示に従わなければならない。

2 主宰者は、前項の規定による指示に従わない傍聴人を退場させることができる。

3 前二項の規定は、公述中でない公述人について準用する。

## 第六章 報告書の作成

(報告書の記載内容)

**第四十五条** 法第二十条第一項第一号及び同条第三項に規定する事故等調査の経過については、事故等の概要及び事故等調査の概要を記載するものとする。

2 法第二十条第一項第二号に規定する認定した事実については、航空事故等にあつては、当該航空事故等に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

一 飛行の経過

- 二 人の死亡、行方不明及び負傷
  - 三 航空機（部品を含む。）の損壊に関する情報
  - 四 航空機以外の物件の損壊に関する情報
  - 五 航空機乗組員等に関する情報
  - 六 航空機に関する情報
  - 七 気象に関する情報
  - 八 航空保安施設に関する情報
  - 九 通信に関する情報
  - 十 飛行場及び地上施設に関する情報
  - 十一 飛行記録装置及び音声記録装置に関する情報
  - 十二 事故現場及び残がいに関する情報
  - 十三 医学に関する情報
  - 十四 火災及び消防に関する情報
  - 十五 人の生存、死亡又は負傷に係る関係のある捜索、救難及び避難等に関する情報
  - 十六 事実を認定するための試験及び研究
  - 十七 その他必要な事項
- 3 法第二十条第一項第二号に規定する認定した事実については、鉄道事故等にあつては、当該鉄道事故等に係る次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 運行の経過
  - 二 人の死亡、行方不明及び負傷
  - 三 鉄道施設及び車両の損傷に関する情報
  - 四 鉄道施設及び車両以外の物件の損傷に関する情報
  - 五 乗務員等に関する情報
  - 六 鉄道施設及び車両に関する情報

- 七 運転取扱いに関する情報
- 八 気象に関する情報
- 九 事故現場に関する情報
- 十 医学に関する情報
- 十一 事実を認定するための試験及び研究
- 十二 その他必要な事項
- 4 法第二十条第一項第三号の事実を認定した理由及び第四号の原因については、これを認定するに至った解析及びそのための試験研究の結果を含むものとする。
- 5 重大事故又は重大事故以外の事故等の報告書の記載については、前四項の規定によらないことができる。

(報告書の作成)

**第四十六条** 委員会が、法第二十条第一項の規定により報告書を作成する場合には、当該報告書の記述は、できる限り平易な表現で具体的に行うものとする。

## 第七章 雑則

(細則)

**第四十七条** 委員会は、この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項について細則を定めることができる。